

つくばみらい市規則第36号

つくばみらい市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則を次のように定める。

令和 3 年 12 月 27 日

つくばみらい市長



つくばみらい市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

つくばみらい市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年つくばみらい市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号ア中「第7条第4項」を「第7条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。